

賠償保障(標準傷害保険)

共栄火災海上保険株式会社

標準傷害保険普通保険約款

傷害死亡保険金支払特約

交通事故傷害危険のみ補償特約

個人賠償責任補償特約

共同保険に関する特約

保険料分割払特約（一般団体契約用）

訴訟の提起に関する特約

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

標準傷害保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款およびこの保険契約に付帯された特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語		定義
き	危険	損害等の発生の可能性をいいます。
こ	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。(注) <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">(注)他の保険契約等に関する事項を含みます。</div>
し	傷害死亡保険金受取人	この保険契約に傷害死亡保険金支払特約が付帯された場合に、同特約に規定する傷害死亡保険金受取人をいいます。
	親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
そ	損害等	この約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定により、当社が保険金を支払うべき傷害または損害等をいいます。
た	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
ひ	被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
ほ	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険金	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。
	保険事故	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに保険事故として規定する事由をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、この約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社が保険金を支払わない場合は、この保険契約に付帯された特約の規定によります。

第3章 基本条項

第4条（保険責任の始期および終期）

(1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた保険事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。

第5条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次の①～④のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合(注)

③ 保険契約者または被保険者が、保険事故が発生する前に、告知事項につき書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合、または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2)の規定による解除が損害等の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した保険事故による損害等については適用しません。

第6条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第7条（保険契約の無効）

(1) 次の①・②のいずれかに該当する事実があった場合には、保険契約は無効とします。

① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合

② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について、傷害死亡保険金支払特約が付帯されている場合に、その被保険者の同意を得なかったとき。

(2) (1)②の規定は、被保険者の法定相続人が傷害死亡保険金受取人である場合には適用しません。(注)

(注) 被保険者の被った傷害に対し、傷害死亡保険金以外の一定額の保険金を支払う特約が付帯されている場合に限ります。

第8条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第9条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第10条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第11条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次の①～⑤のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のア．～オ．のいずれかに該当すること。

ア．反社会的勢力(注)に該当すると認められること。

イ．反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ．反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。

エ．法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ．その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、傷害入院保険金日額、傷害通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ ①～④に掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①～④の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員(※)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(※) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

(2) 当会社は、次の①・②のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

① 被保険者が、(1)③ア．～オ．のいずれかに該当すること。

② 被保険者に生じた損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③ア．～オ．のいずれかに該当すること。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

- (3) (1)・(2)の規定による解除が保険事故(注1)の発生した後になされた場合であっても、第13条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①～⑤の事由または(2)①・②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故(注1)による損害等に対しては、当会社は、保険金(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金(注2)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1)(2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた保険事故をいいます。

(注2)(2)②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③ア.～オ.のいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第12条(被保険者による保険契約の解除請求)

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次の①～⑥のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対して、この保険契約(注)を解除することを求めることができます。

- ① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1)①・②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1)③ア.～オ.のいずれかに該当する場合
- ④ 前条(1)④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②～④のほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②～④の場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

- (2) 保険契約者は、(1)①～⑥のいずれかに該当する事由がある場合において、被保険者から(1)の規定による解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

- (3) (1)①の事由がある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

- (4) (3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対して、その旨を書面により通知するものとします。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

第13条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第14条(保険料の返還または請求—告知義務等の場合)

- (1) 第5条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還

または請求します。

- (2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注)当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りま。

- (3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (5) (4)の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた保険事故による損害等に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い保険金を支払います。

第15条（保険料の返還—無効または失効の場合）

- (1) 保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料の全額を返還します。ただし、第7条（保険契約の無効）(1)①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、この保険契約に傷害死亡保険金支払特約が付帯された場合において、同特約に規定する傷害死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡したときは、保険料を返還しません。

第16条（保険料の返還—取消しの場合）

第9条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第17条（保険料の返還—解除の場合）

- (1) 第5条（告知義務）(2)、第11条（重大事由による解除）(1)または第14条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）(2)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第10条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、次の算式によって算出した保険料を返還します。

返還する保険料 = 保険料(注1) - 既経過期間(注2)に対し月割をもって計算した保険料

ただし、中途更改(注3)により保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(注1) この保険契約に対して適用された保険料をいいます。

(注2) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(注3) 保険契約の条件を変更するため、保険契約を解除した日を保険期間の初日として、保険契約者を同一とする保険契約を新たに締結することをいいます。

- (3) 第11条（重大事由による解除）(2)の規定により、当社が保険契約(注)を解除した場合には、当

会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

- (4) 第12条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定により、保険契約者が保険契約(注1)を解除した場合には、当会社は、保険料(注2)から既経過期間(注3)に対し月割をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注1) その被保険者に係る部分に限ります。

(注2) この保険契約に対して適用された保険料のうちその被保険者に係る部分をいいます。

(注3) 1か月に満たない期間は1か月とします。

- (5) 第12条（被保険者による保険契約の解除請求）(3)の規定により、被保険者が保険契約(注1)を解除した場合には、当会社は、保険料(注2)から既経過期間(注3)に対し月割をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

(注1) その被保険者に係る部分に限ります。

(注2) この保険契約に対して適用された保険料のうちその被保険者に係る部分をいいます。

(注3) 1か月に満たない期間は1か月とします。

第18条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、この保険契約に付帯された特約に定める時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、この保険契約に付帯された特約に規定する保険金の請求書類または証拠のうち当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がないときは、次の①～③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)

② ①に規定する者がいない場合、または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族(注2)

③ ①・②に規定する者がいない場合、または①・②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注1)または②以外の3親等内の親族(注2)

(注1) 第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(注2) 第1条の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

- (5) 当会社は、保険事故の内容または傷害の程度・損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 次の①～③のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合

- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)・(3)・(5)の書類のいずれかに事実と異なる記載をした場合
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)・(3)・(5)の書類または証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

第19条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①～⑤の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、損害等発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度・損害の額(注2)、保険事故と損害等との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①～④のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害等について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日を行います。

(注2) 損害が生じた地および時における保険の対象の価額を含みます。

(2) (1)の確認をするため、次の①～⑤に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①～⑤に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)①～④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日を行います。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)・(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合(注)には、これにより確

認が遅延した期間については、(1)・(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1)・(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第20条（時効）

保険金請求権は、第18条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第21条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第22条（保険契約者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合、またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第23条（契約内容の登録）

- (1) 当社は、この保険契約締結の際、次の①～⑥の事項を一般社団法人日本損害保険協会に登録することができるものとします。
- ① 保険契約者の氏名・住所・生年月日
 - ② 被保険者の氏名・住所・生年月日・性別、同意の有無
 - ③ 傷害死亡保険金受取人の氏名
 - ④ この保険契約に付帯された特約の保険金額
 - ⑤ 保険期間
 - ⑥ 当会社名、保険種類、証券番号
- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を一般社団法人日本損害保険協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。

(4) 一般社団法人日本損害保険協会および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を次の①・②に該当するもの以外に公開しないものとします。

① (1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店

② 犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関

(5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または一般社団法人日本損害保険協会に照会することができます。

第24条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第25条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第26条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

傷害死亡保険金支払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語		定義
し	傷害	身体の傷害をいいます。この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みますが、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状は含みません。また、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、この傷害には含みません。
ほ	保険金	傷害死亡保険金をいいます。
	保険金額	保険証券記載のその被保険者の傷害死亡保険金額をいいます。
	保険事故	傷害の原因となった急激かつ偶然な外来の事故をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外において保険事故によって傷害を被り、その直接の結果として、保険事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、この特約、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い保険金額の全額(注)を保険金として傷害死亡保険金受取人に支払います。

(注) この保険契約に傷害後遺障害保険金支払特約が付帯された場合において、既に支払った傷害後遺障害保険金があるときは、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{保険金額}} - \boxed{\text{既に支払った傷害後遺障害保険金の額}}$$

- (2) 第11条（傷害死亡保険金受取人の変更）(1)・(2)の規定によりその被保険者の法定相続人が傷害死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により保険金を傷害死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第11条（傷害死亡保険金受取人の変更）(9)の傷害死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により保険金を傷害死亡保険金受取人に支払います。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次の①～⑭のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)の故意または重大な過失
- ② 被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
- ③ ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
- ⑤ 次のア.～ウ.のいずれかに該当する間に生じた保険事故。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ア. 被保険者が法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
 - イ. 被保険者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
 - ウ. 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物(注4)等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
- ⑥ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
- ⑦ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑧ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑨ 被保険者に対する刑の執行
- ⑩ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注5)
- ⑪ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑫ 核燃料物質(注6)もしくは核燃料物質(注6)によって汚染された物(注7)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による保険事故
- ⑬ ⑩～⑫の事由に随伴して生じた保険事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた保険事故
- ⑭ ⑫以外の放射線照射または放射能汚染

- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。
- (注3) 運転する地における法令による運転資格をいいます。
- (注4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。
- (注5) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注6) 使用済燃料を含みます。
- (注7) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、次の①～③のいずれかに該当する間に生じた保険事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
- ③ 次のア．～ウ．のいずれかに該当する間。ただし、下記ウ．に該当する場合を除き、自動車もしくは原動機付自転車を用いて道路上で競技等(注1)をしている間または道路上で競技等(注1)に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車を使用している間については、保険金を支払います。
 - ア．被保険者が乗用具(注2)を用いて競技等(注1)をしている間
 - イ．被保険者が乗用具(注2)を用いて競技等(注1)を行うことを目的とする場所において、競技等(注1)に準ずる方法・態様により乗用具(注2)を使用している間
 - ウ．被保険者が、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車を用いて競技等(注1)をしている間または競技等(注1)に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車を使用している間

(注1) 次のア．・イ．のいずれかのことを行うことをいいます。

- ア． 競技、競争もしくは興行またはそれらのための練習
- イ． 性能試験を目的とする運転または操縦

(注2) 自動車、原動機付自転車、モーターボート、水上オートバイ、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。

第5条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合、または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の傷害によって死亡したものと推定します。

第6条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 次の①・②のいずれかにより、被保険者の被った第2条（保険金を支払う場合）(1)の傷害が重大

となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- ① 被保険者が第2条(1)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響
 - ② 被保険者が第2条(1)の傷害を被った後に保険事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、被保険者の被った第2条（保険金を支払う場合）(1)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第7条（保険事故が発生した場合の通知）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたとき、または被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合、または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 次の①・②のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)・(2)の規定のいずれかに違反した場合
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)・(2)の規定による通知または説明のいずれかについて知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合

第8条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、その被保険者が死亡した時から発生し、これを行行使することができるとします。
- (2) 保険金の請求書類は、次の①～⑩に掲げる書類または証拠とします。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める傷害状況報告書
 - ④ 公の機関の事故証明書。ただし、やむを得ない場合には、第三者の事故証明書とします。
 - ⑤ 死亡診断書または死体検案書
 - ⑥ 傷害死亡保険金受取人(注)の印鑑証明書
 - ⑦ 被保険者の戸籍謄本
 - ⑧ 傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合は、法定相続人の戸籍謄本
 - ⑨ 保険金の請求を第三者に委任する場合は、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
 - ⑩ その他当会社が普通保険約款第19条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注) 傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人とします。

第9条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第7条（保険事故が発生した場合の通知）の規定による通知または前条および普通保険約款第18条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または保険金を受け取るべき者に対して、当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による被保険者の診断書または死体検案書の提出にあたり、診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第10条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者の法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第11条（傷害死亡保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を傷害死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、その被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、傷害死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による傷害死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合には、傷害死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社に変更前の傷害死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の規定による傷害死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による傷害死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社に変更前の傷害死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7) (2)・(5)の規定により、傷害死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、その被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) (2)・(5)の規定により、傷害死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人に変更する場合であっても、この保険契約に、被保険者の被った傷害に対して一定額の保険金(注)を支払う他の特約が付帯されていないときは、その変更は、その被保険者の同意がなければ効力を生じません。

(注) 傷害後遺障害保険金支払特約に規定する保険金、傷害入院保険金および傷害手術保険金支払特約に規定する保険金、傷害通院保険金支払特約に規定する保険金、傷害部位・症状別保険金支払特約または傷害一時金支払特約に規定する保険金をいいます。

- (9) 傷害死亡保険金受取人が、被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した傷害死亡保険金

受取人の死亡時の法定相続人(注)を傷害死亡保険金受取人とします。

(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第12条（傷害死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、傷害死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の傷害死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合、またはその所在が明らかでない場合には、傷害死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当社の行為は、他の傷害死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

別表 1

第 4 条（保険金を支払わない場合－その 2）①の運動等

運動等	
1	<p>山岳登山(注 1)</p> <p>(注 1)ピッケル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミングおよびフリークライミングをいいます。なお、登る壁の高さが 5 m 以下であるボルダリングは含みません。</p>
2	リュージュ、ボブスレー、スケルトン
3	スカイダイビング
4	<p>航空機(注 2)操縦(注 3)</p> <p>(注 2)航空機には、グライダーおよび飛行船は含みません。</p> <p>(注 3)職務として操縦する場合は含みません。</p>
5	ハンググライダー搭乗
6	<p>モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等の超軽量動力機(注 4)搭乗</p> <p>(注 4)パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。</p>
7	ジャイロプレーン搭乗
8	その他 1～7 に類する危険な運動

別表 2

第 4 条（保険金を支払わない場合－その 2）②の職業

	職業
1	オートテスター(注 1) (注 1)テストライダーをいいます。
2	オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手
3	猛獣取扱者(注 2) (注 2)動物園の飼育係を含みます。
4	プロボクサー、プロレスラー
5	ローラーゲーム選手(注 3) (注 3)レフリーを含みます。
6	力士
7	その他 1～6 と同程度またはそれ以上の危険を有する職業

交通事故傷害危険のみ補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50 音順)

用語		定義
う	運行中	交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。
こ	工作用自動車	建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。
	交通乗用具	第4条（交通乗用具の範囲）に規定する乗用具をいいます。
し	傷害	身体の傷害をいいます。この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みますが、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状は含みません。また、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、この傷害には含みません。
ほ	保険事故	次条①～④のいずれかに該当する事故をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、被保険者が日本国内または国外における次の①～④のいずれかに該当する事故によって被った傷害に限り、この保険契約に付帯された傷害死亡保険金支払特約、傷害後遺障害保険金支払特約、傷害入院保険金および傷害手術保険金支払特約、傷害通院保険金支払特約または傷害部位・症状別保険金支払特約の規定により支払われる保険金を支払います。

- ① 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者に生じた運行中の交通乗用具(注1)との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具(注1)の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故
- ② 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(注2)に搭乗している被保険者(注3)または乗客(注4)として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内(注5)にいる被保険者に生じた急激かつ偶然な外来の事故
- ③ 道路通行中の被保険者に生じた作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故
- ④ 交通乗用具(注1)の火災

(注1)交通乗用具に積載されているものを含みます。

(注2)隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注3)極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。

(注4)入場客を含みます。

(注5)改札口の内側をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、被保険者が次の①～④のいずれかに該当する間に生じた保険事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限

ります。

- ① 次のア.～ウ.のいずれかに該当する間。ただし、下記ウ.に該当する場合を除き、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等(注1)をしている間または道路上で競技等(注1)に準ずる方法・態様により同条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間については、保険金を支払います。
- ア. 被保険者が交通乗用具を用いて競技等(注1)をしている間
- イ. 被保険者が交通乗用具を用いて競技等(注1)を行うことを目的とする場所において、競技等(注1)に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間
- ウ. 被保険者が、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等(注1)をしている間または競技等(注1)に準ずる方法・態様により同条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間
- ② 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間
- ③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(注2)以外の航空機を被保険者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間
- ④ 被保険者が次のア.～エ.に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間
- ア. グライダー
- イ. 飛行船
- ウ. モーターハンググライダー・マイクロライト機・ウルトラライト機等の超軽量動力機
- エ. ジャイロプレーン

(注1) 次のア.～ウ.のいずれかのことを行うことをいいます。

ア. 競技、競争もしくは興行またはそれらのための練習

イ. 訓練。ただし、自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます。

ウ. 性能試験を目的とする運転または操縦

(注2) 定期便であると不定期便であるとを問いません。

- (2) 当社は、被保険者が職務として次の①・②に掲げる作業のいずれかに従事中にその作業に直接起因する保険事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

- ① 交通乗用具への荷物等(注)の積み込み作業、交通乗用具からの荷物等(注)の積み下ろし作業または交通乗用具上での荷物等(注)の整理作業
- ② 交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業

(注) 荷物、貨物等をいいます。

第4条 (交通乗用具の範囲)

この特約において、交通乗用具とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

分類	交通乗用具
軌道上を走行する陸上の乗用具	自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバス

	<p>(注1)ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。</p> <p>(注2)ガイドウェイバスとは、専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。</p>
軌道を有しない陸上の乗用具	<p>自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車（一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。）、移動用小型車、遠隔操作型小型車（搭乗装置のあるものに限ります。）、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用の車、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。)</p> <p>(注)作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、原動機を用いないキックボード、ペダルのない二輪遊具等は除きます。</p>
空の乗用具	<p>航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、モーターハンググライダー・マイクロライト機・ウルトラライト機等の超軽量動力機、ジャイロプレーン)</p> <p>(注)ドローンその他の無人航空機および模型航空機、ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。</p>
水上の乗用具	<p>船舶（ヨット、モーターボート・水上オートバイおよびボートを含みます。)</p> <p>(注)幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。</p>
その他の乗用具	<p>エレベーター、エスカレーター、動く歩道</p> <p>(注)立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は除きます。</p>

第5条（特約の適用除外）

- (1) 傷害死亡保険金支払特約の次の①・②の規定は適用しません。
 - ① 第1条（用語の定義）の「保険事故」
 - ② 第4条（保険金を支払わない場合—その2）
- (2) 傷害後遺障害保険金支払特約の次の①・②の規定は適用しません。
 - ① 第1条（用語の定義）の「保険事故」
 - ② 第4条（保険金を支払わない場合—その2）
- (3) 傷害入院保険金および傷害手術保険金支払特約の次の①・②の規定は適用しません。
 - ① 第1条（用語の定義）の「保険事故」
 - ② 第4条（保険金を支払わない場合—その2）
- (4) 傷害通院保険金支払特約の次の①・②の規定は適用しません。
 - ① 第1条（用語の定義）の「保険事故」
 - ② 第4条（保険金を支払わない場合—その2）

(5) 傷害部位・症状別保険金支払特約の次の①・②の規定は適用しません。

- ① 第1条（用語の定義）の「保険事故」
- ② 第4条（保険金を支払わない場合—その2）

第6条（この特約が付帯された保険契約の保険事故）

この特約が付帯された保険契約に適用される傷害死亡保険金支払特約、傷害後遺障害保険金支払特約、傷害入院保険金および傷害手術保険金支払特約、傷害通院保険金支払特約または傷害部位・症状別保険金支払特約における「保険事故」とは、第1条（用語の定義）の「保険事故」とします。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

個人賠償責任補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語		定義
う	運行不能	<p>正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布(注)のみに起因するものを除きます。</p> <p>(注) 特定の者への伝達を含みます。</p>
き	軌道上を走行する陸上の乗用具	<p>自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス(注)をいいます。なお、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。</p> <p>(注) 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。</p>
さ	財物	<p>財産的価値のある有体物(注)をいいます。</p> <p>(注) 有形的存在を有する固体、液体および気体をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物、漁業権、特許権、著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。</p>
	財物の損壊	<p>財物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。</p>
し	支払責任額	<p>他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p>

	住宅	被保険者の居住の用に供される住宅(注1)をいい、その敷地内(注2)の動産および不動産を含みます。 (注1)別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。 (注2)囲いの有無を問わず、その住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、被保険者が占有しているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
	身体の障害	生命または身体を害することをいいます。
た	他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
ほ	保険金	個人賠償責任保険金をいいます。
	保険金額	保険証券記載の個人賠償責任保険金額をいいます。
	保険事故	次の①・②のいずれかに該当する事故をいいます。 ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 被保険者の日常生活(注)に起因する偶然な事故 (注)住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
	本人	保険証券記載の被保険者をいいます。
み	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、日本国内もしくは国外において生じた保険事故により、被保険者が他人の身体の障害もしくは他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害、または日本国内において生じた保険事故により、被保険者が軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い保険金を支払います。
- (2) 当社は、損害発生の原因となった保険事故の発生の時が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次の①～⑥のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による保険事故
- ⑤ ②～④の事由に随伴して生じた保険事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた保険

事故

⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。
- (注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3) 使用済燃料を含みます。
- (注4) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次の①～⑨のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任(注1)
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(注2)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(注1)
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、保険金を支払います。
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶・車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、次のア～オのいずれかに該当するものの所有、使用または管理に起因する損害賠償責任については、保険金を支払います。
 - ア. 原動力が専ら人力である船舶・車両
 - イ. ゴルフ場におけるゴルフカート
 - ウ. 空気銃
 - エ. 身体障害者用の車および歩行補助車で、原動機を用いるもの
 - オ. 移動用小型車、遠隔操作型小型車

(注1) 被保険者がゴルフの競技または指導を職業としている者以外の場合は、ゴルフの練習、競技または指導(※)中に生じた偶然な事故に起因する損害賠償責任を含みません。

(※) ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。

(注2) 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合はその部分を含みます。

第5条（被保険者の範囲）

(1) この特約における被保険者は、次の①～⑥のいずれかに該当する者としてします。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者

- ③ 本人またはその配偶者の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者(注1)。ただし、本人に関する保険事故に限ります。
- ⑥ ②～④のいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注2)。ただし、その責任無能力者に関する保険事故に限ります。

(注1) 監督義務者に代わって本人を監督する者は本人の親族に限ります。
(注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限ります。

(2) (1)の本人またはその配偶者との続柄は、損害の原因となった保険事故発生時におけるものをいいます。

第6条 (個別適用)

- (1) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
- (2) (1)の規定によって、第8条(保険金の支払額)に規定する当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第7条 (支払保険金の範囲)

当社が支払う保険金の範囲は、次の①・②のとおりとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して支払うべき損害賠償金(注1)
- ② 次のア.～オ.の費用(注2)

区 分	費用の内容
ア. 損害防止費用	保険契約者または被保険者が支出した第10条(保険事故が発生した場合の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
イ. 権利保全行使費用	保険契約者または被保険者が支出した第10条③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
ウ. 緊急措置費用	保険事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に被保険者に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、保険契約者または被保険者がその手段を講じたことによつて要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
エ. 示談交渉費用	(ア) 保険事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用 (イ) 第13条(当社による解決)(2)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用
オ. 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

(注1) 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引きます。
(注2) 収入の喪失は含みません。

第8条（保険金の支払額）

1回の保険事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{前条①の損害賠償金の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額(注)}} + \boxed{\text{前条②の費用の全額}}$$

(注) 保険金額を限度とします。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}}$$

(2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第10条（保険事故が発生した場合の義務）

保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したことを知った場合は、次の①～⑦のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止に努めること。

② 次のア．～ウ．の事項を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

ア．保険事故発生の日時・場所、保険事故の状況、被害者の住所・氏名または名称

イ．保険事故発生の日時・場所または保険事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所・氏名または名称

ウ．損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

③ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。

⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。

⑥ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当会社に通知すること。

⑦ ①～⑥のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力すること。

(注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第11条（保険事故が発生した場合の義務違反）

(1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当社は、次の①～④の金額を差し引いて保険金を支払います。

① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

② 前条②・⑤～⑦の規定のいずれかに違反した場合は、それによって当社が被った損害の額

③ 前条③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額

④ 前条④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(2) 次の①・②のいずれかに該当する場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条②・⑦の書類のいずれかに事実と異なる記載をした場合

② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条②・⑦の書類または証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

第12条（当社による援助）

(1) 被保険者が日本国内において生じた保険事故(注)にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

(注) 被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された保険事故を除きます。

(2) (1)に規定する協力または援助は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

第13条（当社による解決）

(1) 次の①・②のいずれかに該当する場合は、当社は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(注1)を行います。

① 被保険者が日本国内において生じた保険事故(注2)にかかわる損害賠償の請求を受けた場合

② 当社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

(注1) 弁護士を選任を含みます。

(注2) 被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された保険事故を除きます。

(2) (1)の場合には、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

(3) 当社は、次の①～③のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

① 1回の保険事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険金額を明らかに超える場合(注)または保険証券記載の免責金額を明らかに下回る場合

② 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合

③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

(注) 保険証券に免責金額の記載がある場合はその額との合計額を明らかに超える場合をいいます。

(4) (1)に規定する折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續(注)は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

(注) 弁護士を選任を含みます。

第14条 (損害賠償請求権者の直接請求権)

(1) 日本国内において生じた保険事故(注)によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(注) 被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された保険事故を除きます。

(2) 当社は、次の①～④のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の保険事故につき、当社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合、または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のア・イのいずれかに該当する事由があった場合

ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(注) 同一保険事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{損害賠償額} = \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} - \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額}$$

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が、被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2)・(7)の規定のいずれかに基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6) 1回の保険事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額(注1)が保険金額を超えると認められる時(注2)以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。

(注1) 同一保険事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

(注2) 保険証券に免責金額の記載がある場合はその額との合計額を超えると認められる時をいいます。

(7) 次の①～③のいずれかに該当する場合は、(2)および(6)の規定にかかわらず、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することができるものとし、また、当社は、損害賠償請求権者に対して、(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の保険事故につき、当社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。

① (2)④に規定する事実があった場合

② 損害賠償請求権者が被保険者に対して保険事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。

③ 当社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(注) 同一保険事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第15条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 保険金の請求書類は、次の①～⑪に掲げる書類または証拠とします。

① 保険金請求書

② 保険証券

③ 当社の定める事故状況報告書

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

⑤ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本

⑥ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類

⑦ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

⑧ 財物の損壊に関して支払われる保険金の請求に関しては、被害が生じた財物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1)および被害が生じた財物の写真(注2)

⑨ 軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に関して支払われる保険金の請求に関しては、軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に起因する損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類

⑩ 保険金の請求を第三者に委任する場合は、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書

⑪ その他当社が普通保険約款第19条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 画像データを含みます。

第16条（仮払金および供託金の貸付け等）

(1) 第12条（当会社による援助）または第13条（当会社による解決）(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、1回の保険事故につき、保険金額(注)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。

(注) 同一保険事故につき既に当会社が支払った保険金または第14条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(2) (1)により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金(注)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(注) 利息を含みます。

(3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第8条（保険金の支払額）(注)ならびに第14条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)ただし書および(7)ただし書の規定は、その貸付金または供託金(注)を既に支払った保険金とみなして適用します。

(注) 利息を含みます。

(4) (1)の供託金(注)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(注)の限度で、(1)の当会社の名による供託金(注)または貸付金(注)が保険金として支払われたものとみなします。

(注) 利息を含みます。

(5) 前条の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第17条（先取特権）

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。

(注) 第7条（支払保険金の範囲）②の費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当会社は、次の①～④のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合(注1)
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(注2)

(注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①・④の規定のいずれかにより被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第7条（支払保険金の範囲）②の費用に対する保険金請求権を除きます。

第18条（損害賠償額の請求および支払）

(1) 損害賠償請求権者が第14条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の①～⑩に掲げる書類または証拠のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 損害賠償額の請求書
- ② 当社の定める事故状況報告書
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
- ④ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ⑤ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑥ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑦ 財物の損壊に関する損害賠償額の請求に関しては、被害が生じた財物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1)および被害が生じた財物の写真(注2)
- ⑧ 軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に関する損害賠償額の請求に関しては、軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に起因する損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類
- ⑨ 損害賠償額の請求を第三者に委任する場合は、損害賠償額の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
- ⑩ その他当社が(6)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注1)既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2)画像データを含みます。

(2) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けべき損害賠償請求権者の代理人がないときは、次の①～③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
- ② ①に規定する者がいない場合、または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族(注2)
- ③ ①・②に規定する者がいない場合、または①・②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注1)または②以外の3親等内の親族(注2)

(注1)第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(注2)第1条の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。

(3) (2)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(4) 当社は、保険事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(5) 次の①～③のいずれかに該当する場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

① 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合

② 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(1)・(2)・(4)の書類のいずれかに事実と異なる記載をした場合

③ 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(1)・(2)・(4)の書類または証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

(6) 当社は、第14条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)①～④または同条(7)①～③のいずれかに該当する場合には、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次の①～⑤の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、保険事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①～④のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

(注) 損害賠償請求権者が(1)・(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(7) (6)の確認をするため、次の①～⑤に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(6)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①～⑤に掲げる日数(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

① (6)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日

② (6)①～④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (6)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(6)①～⑤の事項の確認のための調査 60日

⑤ (6)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 損害賠償請求権者が(1)・(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(8) (6)・(7)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が、正当な理由がなくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(6)・(7)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第19条（損害賠償額請求権の行使期限）

第14条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次の①・②のいずれかに該当する場合には、これを行行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第20条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の①・②の額を限度とします。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権(注)の全額

- ② ①以外の場合

被保険者が取得した債権(注)の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)・(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第21条（重大事由解除に関する特則）

(1) 当社は、普通保険約款第11条（重大事由による解除）(3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。

「

(3) (1)・(2)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①～⑤の事由または(2)①・②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)③ア.～オ.のいずれかに該当することにより(1)・(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の①・②の損害については適用しません。

- ① (1)③ア.～ウ. またはオ. のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

- ② (1)③ア.～ウ. またはオ. のいずれかに該当する被保険者に生じた個人賠償責任補償特約第7条（支払保険金の範囲）①の損害賠償金の損害

」

(2) 普通保険約款第17条（保険料の返還—解除の場合）(3)の規定は、当社が本人以外の被保険者に

係る部分を解除した場合には、この特約の保険料については適用しません。

第22条（配偶者特約または親族特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に配偶者特約または親族特約が付帯された場合であっても、それぞれの特約の規定はこの特約には適用しません。

第23条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

共同保険に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
ひ 引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第2条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために、次の①～⑩に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約上の規定に基づく告知または通知の受領等
- ④ 保険契約の条件の変更の承認または保険契約の解除
- ⑤ 保険金請求権等に関する次のア・イ. に掲げる事項
ア. 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認
イ. 保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡または消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡または消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書等の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 保険事故発生もしくは損害等発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①～⑨の事務または業務に付随する事項

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①～⑩に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

保険料分割払特約（一般団体契約用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語		定義
は	払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
み	未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

- (1) この特約は、保険証券に団体契約分割の記載がある場合に適用されます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約に保険料の払込みに関する特約および追加保険料の払込みに関する特約が適用される場合は、次条から第7条（保険料の返還または請求）(1)までの規定および第8条（保険金支払の場合の保険料の払込み）の規定は、これを適用しません。

第3条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、この特約により、この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、保険契約の締結と同時に初回保険料を払い込み、第2回以降の保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、当社が特に承認した団体を保険契約者とする場合には、保険契約締結の後、初回保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。

第4条（初回保険料払込み前の保険事故の取扱い）

保険期間が始まった後でも、当社は、保険契約者が前条(2)の規定に従い初回保険料を払い込まない場合は、初回保険料を払い込む前に生じた保険事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。

第5条（第2回以降の保険料不払の場合の免責）

当社は、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込期日に払い込むべ

き第2回以降の保険料の払込みを怠った場合は、その第2回以降の保険料の払込期日の翌日以後に生じた保険事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。

第6条（保険料不払の場合の保険契約の解除）

- (1) 当社は、次の①・②のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
- ② 次のア・イ. に掲げる事実がすべてあった場合
- ア. 払込期日までにその払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがないこと。
- イ. ア. の保険料の次の回に払い込まれるべき保険料の払込期日がア. の払込期日の翌月である場合において、その翌月の払込期日までにその翌月の払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがないこと。
- (2) (1)の規定による解除は、次の①・②の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。
- ① (1)①による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日。ただし、その保険料が初回保険料である場合は、保険期間の初日。
- ② (1)②による解除の場合は、その翌月の払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
- (3) (1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合において、既に払い込まれた保険料から既経過期間(注)に対し月割によって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、当社は、その額を返還します。

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

第7条（保険料の返還または請求）

- (1) 普通保険約款第14条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）(1)・(4)の規定により、当社が追加保険料を請求する場合は、保険契約者は、追加保険料(注)の全額を一時に払い込まなければなりません。

(注) 払込期日が到来していない保険料を変更することにより払い込まれる追加保険料を除きます。

- (2) 普通保険約款第15条（保険料の返還—無効または失効の場合）(2)の規定により返還する保険料は、次の算式によって算出した額とします。ただし、次の算式によって算出した額がマイナスとなる場合は、当社は、その額を請求することができます。

$$\boxed{\text{返還する保険料}} = \boxed{\text{普通保険約款第15条(2)の規定により算出した額}} - \boxed{\text{未払込保険料}}$$

- (3) 普通保険約款第17条（保険料の返還—解除の場合）(1)～(5)の規定により返還する保険料は、次の算式によって算出した額とします。ただし、次の算式によって算出した額がマイナスとなる場合は、当社は、その額を請求することができます。

$$\boxed{\text{返還する保険料}} = \boxed{\text{普通保険約款第17条(1)～(5)の規定により算出した額}} - \boxed{\text{未払込保険料}}$$

第8条（保険金支払の場合の保険料の払込み）

- (1) この保険契約に傷害死亡保険金支払特約が付帯された場合において、この保険契約に定められた総保険料の払込みを完了する前に、同特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の傷害死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者(注)が死亡したときは、保険契約者は、傷害死亡保険金の支払を受ける

以前に、その傷害死亡保険金が支払われるべき被保険者(注)の未払込保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

(注) この保険契約に配偶者特約または親族特約が付帯された場合には、本人およびそれぞれの特約により被保険者となる者全員とします。

- (2) この保険契約に介護一時金支払特約が付帯された場合において、この保険契約に定められた総保険料の払込みを完了する前に、被保険者が要介護状態となったときは、保険契約者は、介護一時金の支払を受ける以前に、その介護一時金が支払われるべき被保険者の未払込保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

訴訟の提起に関する特約

訴訟の当事者となる保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が次の①・②のいずれかに該当する場合には、普通保険約款第25条（訴訟の提起）の規定にかかわらず、日本国外の裁判所に訴訟を提起することができます。

- ① 日本国以外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する者である場合
- ② 日本国外に主たる事務所を有する法人または団体である場合

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

第1条（戦争危険等免責の一部修正）

当社は、この特約により、この保険契約に付帯された他の特約の保険金を支払わない場合に関する規定中

「

戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

」

とあるのを

「

戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注1)。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為(注2)に対しては、保険金を支払います。

(注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

と読み替えて適用します。

第2条（特約の解除）

テロ行為(注1)の発生の可能性が著しく増加したことによって、この特約の引受範囲(注2)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する48時間以前の書面による予告をもって、この特約を解除することができます。

(注1) 政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

(注2) この特約を引き受けることができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第3条（特約解除の効力）

前条の規定により当社がこの特約を解除する場合には、将来に向かってのみ第1条（戦争危険等免責の一部修正）の読み替えはなかったものとします。